

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月10日

京都市選挙管理委員会  
委員長 梅林 等

京都市選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程の一部を次のように改正する。

第11条中「何投票区」を「(何投票区・期日前投票所)」に改める。

第26条第1項中「第6項」を「第5項」に改める。

第29条の3第1項中「条例第13条」を「第13条」に改める。

第29条の5第1項中「証明書を」の右に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第29条の6第1項中「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第29条の3第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し」に改め、「当該証明書のほかに」を削る。

第76条第1項中「第14条」を「第18条」に改める。

第78条第3項中「第14条」を「第18条」に改める。

第84条中「第16条」を「第20条」に改める。

第85条中「第14条」を「第18条」に改める。

第2号様式備考中「(区)」の右に「とし、期日前投票所が区役所出張所である場合は、この様式中「(区)」とあるのは「(区)」を加える。

第3号様式中

汚損数	残余数
-----	-----

を

残余数	
汚損数	未使用数

に改め、同様式備考中「(区)」の右に「とし、期日前投票所が区役所出張所である場合は、この様式中「(区)」とあるのは「(区)」を加える。

第4号様式中

投票用紙 点字投票用紙 名簿対照票 仮投票用封筒 不在者投票用封筒 (内・外) 郵便による不在者 投票用封筒(内・ 外)					
--	--	--	--	--	--

投票用紙				
点字投票用紙				
名簿対照票				
仮投票用封筒				
不在者投票用封筒				
郵便等による不在 者投票用封筒 (自書用)				



第10号様式の4その1注2中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同様式その1注2の次に次のように加える。

- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の契約金額には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

第10号様式の4その2中 「

作成契約 枚 数	作成契約 枚 数
-------------	-------------

」を  
「

作成契約 枚 数	作成契約 金 額
-------------	-------------

」に改める。

第10号様式の5その1中「3 確認申請金額 円」を  
「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号  
4 確認申請金額 円」に改め、同様式その1注3を同様式その1注4とし、同様式その1注2の次に次のように加える。

- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

第10号様式の6その1中「3 確認金額 円」を  
「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号  
4 確認金額 円」に改め、同様式その1注2に後段として次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運

動用自動車への燃料の供給に限られています。

第10号様式の7その1中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その1注1中「証明書は」の次に「，使用の実績に基づいて」を加え、同様式その2中「使用する」を「使用した」に，

「

燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日	リットル	円	

を

「

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リットル	円	

に

改め、同様式その2注1中「証明書は」の次に「，使用の実績に基づいて」を，

「作成し」の次に「，給油伝票（燃料の供給を受けた日付，燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字，燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で，燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」を加え、同様式その2注4を同様式その2注6とし、同様式その2注3を同様式その2注5とし、同様式その2注2中「証明書」の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同様式その2注2を同様式その2注4とし、同様式その2注1の次に次のように加える。

- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第10号様式の7その3中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その3注1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加える。

第10号様式の8中「作成する」を「作成した」に改め、同様式注1中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

第10号様式の9中「作成する」を「作成した」に改め、同様式注1中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

第10号様式の10その1注1中「自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付，燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字，燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で，燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し」を加え，同様式その1注2の次に次のように加える。

3 燃料代の請求は，契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので，自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

第10号様式の10その1別紙その2(2)を次のように改める。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考

年 月 日		円 リットル 円 ( )×( )=			
年 月 日		円 リットル 円 ( )×( )=			
計			円	円	円

注1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第11号様式を第11号様式とする。

別記第12号様式中「第12条」を「第16条」に改め、同様式を第12号様式とする。

第30号様式備考中「配色」を「標旗の材質及び配色」に改める。

第31号様式備考中「配色」を「腕章の材質及び配色」に改める。

第32号様式備考中「配色」を「腕章の材質及び配色」に改める。

第34号様式に備考として次のように加える。

備考 京都市長の選挙にあつては「選挙区名」の欄を削る。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)